

平成24年8月2日  
農 林 水 産 部

## 社団法人青い森農林振興公社の民事再生手続申立について

社団法人青い森農林振興公社（理事長 鳴海勇蔵）は、昭和45年に分収造林事業を開始して以来、約1万ヘクタールの森林を管理してきましたが、林業採算性の悪化に伴い債務問題が顕在化し、収支改善の見通しが立たなくなったことから、本日、公社ではこの対応の一環として、青森地方裁判所に民事再生手続の申立を行ったところです。

これまでの経緯、今後の県の対応等については、以下のとおりです。

### 1 分収造林事業について

分収造林事業は、国の拡大造林を推進する施策に呼応し、県が昭和45年に「財団法人青森県造林公社」を設立し、土地所有者と植栽から伐採まで一定期間の契約を締結し、地上権を設定のうえ造林を行い、立木販売収入を土地所有者と分収（公社6割、土地所有者4割）する「分収造林契約」に基づき事業を実施してきました。

事業に要する費用は、主に日本政策金融公庫と県からの借入金により賄われており、平成23年度末現在で公庫から130億円、県から229億円、計360億円を借入しています。

#### 〈分収造林契約の概要〉

- ・ 契約面積 10,215ha
- ・ 契約件数 1,311件
- ・ 契約者数 1,037人

## 2 これまでの経緯について

### (1) 債務問題の顕在化

公社設立当初は、順調に木材価格が推移していましたが、昭和 55 年以降、長期に渡る木材価格の低迷や労務単価の上昇による森林整備コストの増加等、林業を取り巻く社会・経済状況の変化に伴う林業採算性の悪化により、公社の債務問題が顕在化しました。

以来、公社及び県では 10 年以上の長期にわたり、収支の改善に関する各種の対策を講じてきましたが、収支改善の見通しが立たず、平成 22 年度の長期収支見通しの試算では、事業開始の昭和 45 年から事業終了予定の平成 68 年度までを通じて、約 313 億円の償還財源不足が生じる見通しとなりました。

### (2) 公社の経営改革

全国的に林業公社の経営が極めて厳しい状況にある中で、国においては抜本的な対策は講じられず、このままでは公社の債務が増えていくだけであることから、平成 22 年 12 月、県は外部有識者で構成する青い森農林振興公社経営検討委員会からの提言に基づき、県議会各会派や関係市町村・団体・各界各層からの意見を踏まえ、次の公社の経営改革の方向を決定しました。

#### 〈青い森農林振興公社の経営改革の方向〉

- ① 分収造林事業については、企業的経営の視点では再生が困難であることから、分収林の持つ地域経済の振興や公益的機能の発揮等、県民共通の「公共財」としての性格を考慮して県が引き継ぐ。
- ② 県が引き継ぐことにより必要となる、株式会社日本政策金融公庫に係る債務の処理に当たっては、県民負担の最小化を図る観点から、平成 25 年度までの措置となっている第三セクター等改革推進債を活用する。  
また、公社は、県債務について所有する森林資産を県に代物弁済し、弁済額が債務額に満たない場合、県は債権を放棄する。
- ③ 分収造林事業の分収割合については、県民負担を可能な限り軽減する観点から、今後の保育経費や管理費などに応分の負担を求めることや、現行の分収造林契約との継続性、他県における見直し状況などを総合的に検討し、県と契約者の分収割合を現行の 6 対 4 から 7.5 対 2.5 を基本とすることとし、契約者が個人、共有地等の場合はその地代相当分を考慮して 7 対 3、市町村、財産区の場合は、公益的機能の享受や地元雇用を通じた地域振興のメリット、公租公課が発生しないことなどから 8 対 2 とし、変更協議を進める。  
なお、木材価格の変動等の事情変更が生じた場合は、適切な時期に分収割合を見直すこととする。
- ④ 分収造林事業以外の事業については、経営の効率化やサービスの向上に努めながら、継続して実施する。

### (3) 経営改革の取組

県と公社では、公社経営改革の方向に基づき、平成 23 年度から次の取り組みを行ってきました。

#### ① 契約承継等の手続き

公社と県は共同で、分収造林契約者に対する説明会の開催や個別訪問を行う等により説明を行い、県への契約の承継や分収割合の見直しの同意取得に係る手続きを実施

#### ② 債務の処理手続き

県民負担の最小化に向け、第三セクター等改革推進債を活用するため、国（総務省）や日本政策金融公庫と協議・調整

また、公社では県に代物弁済するため森林資産を時価評価する必要があることから、現地調査等を実施

## 3 民事再生手続の申立について

### (1) 資産評価の結果

公社で現地調査結果等に基づき、分収林の資産価値を時価により評価したところ、評価額は約 6 億 8,600 万円となりました。

### (2) 民事再生手続の申立

公社では、資産評価結果を受けて、理事会の承認を得た上で、本日 8 月 2 日午前 10 時、青森地方裁判所に対して民事再生手続の申立を行いました。

#### 〈民事再生手続とは〉

経済的窮境にある債務者が事業の経営を続けながら、債権者の同意を得て「再生計画」を定めることにより債権者との権利関係を調整し、債務者の事業の再生を図る手続で、法的整理手法の一つ

第三セクター等改革推進債の活用条件として、公平性や透明性を確保した法的整理等による債務処理策が求められているところで、民事再生手続も三セク債の活用条件に該当

## 4 県の対応について

### (1) これまでの取組

県及び公社では、公社経営の改善に資するため、「新規造林の取りやめ（H15～）」、「公庫資金の低利資金への借換え（H15～19）」、「自己負担を伴わない定額助成事業の導入（H21～23）」などの支出抑制対策や、「利用間伐の推進（H16～23）」などの収入増加対策の推進、また、国や公庫に対して、機会を捉えて公社の経営改善に対する支援を要請してきましたが、国においては抜本的な経営改善につながる対策が講じられませんでした。

## (2) 県移管に向けた取組

県は、今回の公社が申立した民事再生手続を受け、平成22年12月に決定した経営改革の方向で示した「県残債務の債権放棄に係る議会に対する提案」や「県債務の森林資産による代物弁済」、「公庫債務の損失補償と第三セクター等改革推進債の活用」等の手続きを踏んだ上で、平成25年4月の県移管に向けて取り組んで参ります。

## (3) 県移管後の経営・管理

### ① 森林整備の方向

契約期間を延長して長期にわたる公益的機能の維持と品質の良い木材を生産する「長伐期施業」の導入や、間伐と路網整備を一体的に進め、作業の低コスト化を図りながら木材販売収益を確保する「利用間伐の推進」など収益性に配慮した経営を行います。

### ② 管理方法

林業事業体などの民間事業体からの提案をもとに、5年程度の一定期間、経営部門を一括で委託する「公募型プロポーザル方式」の導入などを検討します。

## 5 今後のスケジュール

### (1) 平成24年8月9日

- ・ 8月2日の民事再生手続申立を受け、地裁が再生手続開始決定

### (2) 平成24年10月

- ・ 公社が地裁に事業再生の基本方針等を明記した再生計画案を提出

### (3) 平成24年11月

- ・ 再生計画案に基づき、県が11月議会に県債務の債権放棄に関する議案を上程

### (4) 平成25年1月

- ・ 地裁が債権者集会を開催し、再生計画を承認決議、認可決定

### (5) 平成25年2月

- ・ 県が2月議会において損失補償予算、起債許可申請に関する議案を上程

### (6) 平成25年4月

- ・ 4月1日、分収造林事業を県に移管
- ・ 県が公庫に対して、損失補償契約に基づき損失補償
- ・ 公社は再生計画に基づき、債務の一部について県や公庫に弁済をし、解散